配当公告

名古屋市中村区佐古前町一二番三四号
破産者　日本出版印刷株式会社
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第一五二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一、二一〇、八三五、〇七七円
（内優先的破産債権額
金二七四、八〇六円）
一、配当をすることのできる金額
金八八、九八九、〇五四円
（内優先的破産債権額
金二七四、八〇六円）
平成二十四年九月十日
名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内ＹＳビル四階弁護士法人あおば法律事務所
破産管財人　山田　幸彦

配当公告

岡山県倉敷市連島町連島一九八〇番地
破産者　中田産業株式会社
右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十三年（フ）第二一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
優先債権　金一、三〇六、三七四円
一般債権　金三〇七、〇九六、四八五円
一、配当することのできる金額
優先債権　金一、三〇六、三七四円
一般債権　金一五、四〇〇、八六四円
平成二十四年九月十日
岡山市北区南方一丁目六番五号司法ビル四階
破産管財人　信長富士生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区南郷通一七丁目北一〇〇一番地、最後の住所札幌市中央区北九条西一六丁目一番地三　クリーンリバー北九条Ⅱ五〇七号
被相続人　亡　川村　幸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
事務所札幌市中央区大通西一二丁目四番地　中田ビル３Ｆ
相続財産管理人　廣瀬　充弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡紫波町平沢字長尾沢五番地六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　岩崎　直樹
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
盛岡市内丸一六番一五号内丸ビル四階藤田法律事務所　相続財産管理人　藤田　治彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市自由ケ丘九七七番地一三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山口　俊明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
事務所茨城県つくば市東新井三番地四ＴＯＳビルⅣ四階つくば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山田　昌典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県桶川市大字坂田一四八八番地三五、最後の住所埼玉県桶川市大字坂田一四八八番地の三五
被相続人　亡　宮前　輝子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一二番一号東和ビル四階埼玉総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　牧野　丘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県北足立郡伊奈町大字小室七七〇三番地、最後の住所埼玉県蓮田市大字閏戸一八八五番地の一すずらん苑二〇七号
被相続人　亡　中山　通子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号新高砂ビル三階　浦和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　堀　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市若葉区加曽利町五二〇番地、最後の住所茨城県龍ケ崎市若柴町五〇番地二
被相続人　亡　市原　静子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
事務所千葉市中央区中央四丁目一二番一号ＫＡ中央ビル五階梨本・山本総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山本　好生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区池袋本町三丁目一九六五番地、最後の住所東京都豊島区池袋本町三丁目二八番一一号
被相続人　亡　金木辰津男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山元　裕子（登録姓　安永）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市旭区左近山一五七番地五、最後の住所横浜市旭区左近山一五七番地の五　左近山団地四街区六棟三〇一号
被相続人　亡　濱渦　仁士
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
横浜市中区本町一丁目五番地西田ビル九階
相続財産管理人　弁護士　久保田　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市諏訪町三丁目甲九三番地、最後の住所新潟県新発田市緑町三丁目二番一四号
被相続人　亡　坂田　宏
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
新潟県新発田市新富町一丁目三番二六号
相続財産管理人　坂田　和郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市奥町字畑中一九番地、最後の住所愛知県一宮市萩原町東宮重字蓮原三六番地一
一宮市萩の里特別養護老人ホーム
被相続人　亡　五藤美智子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル八〇二号鬼頭法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鬼頭　容子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市一宇田町三三三番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　坂本　道明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
三重県松阪市中央町三六番地二一　川端法律事務所
相続財産管理人　弁護士　川端　郁子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府門真市寿町一〇番、最後の住所大阪府門真市寿町一〇番七号
被相続人　亡　原　チヨミ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年九月十日
大阪市北区西天満四丁目一番一五号西天満内藤ビル五〇二号
相続財産管理人　川崎　壽